



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *1 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (監察査察課)..... 8
- *2 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 8
- *3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 9
- *4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 9
- *5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 10
- *6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 11
- *7 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 12
- *8 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 13
- *9 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 14
- *10 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例 (人権政策課)..... 16
- *11 和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課)..... 17
- *12 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 18
- *13 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例 (循環型社会推進課)..... 19
- *14 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (食品・生活衛生課)..... 21
- *15 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (")..... 22
- *16 和歌山県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 (福祉保健総務課)..... 23
- *17 和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (子ども未来課)..... 24
- *18 和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)..... 25
- *19 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例 (薬務課)..... 25
- *20 和歌山県立わかやま館設置及び管理条例を廃止する条例 (商工観光労働総務課)..... 26
- *21 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業課)..... 26
- *22 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課)..... 26
- *23 和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (下水道課)..... 33
- *24 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 33
- *25 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 34
- *26 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (")..... 35
- *27 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 36
- *28 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 47
- *29 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 58
- *30 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 59
- *31 和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例 (")..... 61
- *32 わかやまスケートパーク設置及び管理条例 (")..... 62

*33	根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例	(〃).....	64
*34	和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(〃).....	64
*35	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	65
*36	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	65
*37	和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例	(監査委員事務局).....	66
*38	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	67

公布された条例のあらまし

◇ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第3条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について、勤勉手当の支給割合を改めました。(第24条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めました。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めました。(第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、豚熱のまん延を防止するために行う野生動物（いのししに限る。）の死体の運搬等の作業を新たに防疫業務等手当の支給の対象とするほか、家畜伝染病予防法の一部改正等に伴う規定の整備を行いました。（第9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、令和元年9月20日から適用します。

◇ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与について、その基準月額に係る基礎額及び上限額の改定を行いました。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

浄化槽法等の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするとともに、規定の整備を行うほか、社会福祉法の一部改正に伴う所要の改正を行うこととしました。（第2条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。ただし、第2条の表6の項の改正規定は、令和2年6月1日から施行します。

◇ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

1 条例概要

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することとしました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県地域環境保全基金の一部又は全部を処分することができることとしました。（第2条及び第6条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

環境影響評価法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電事業実施予定者が作成し、知事の認定を受けなければならない太陽光発電事業計画の認定の基準の見直しを行うほか、規定の整備を行うこととしました。（第3条及び第11条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例

1 条例概要

ごみの散乱の防止に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、ごみの投棄による散乱の防止に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、広域的な環境の保全を図るとともに、廃棄物の適正な処分又は再利用による減量化を進め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の構築に寄与することとしました。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。ただし、第8条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、令和2年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(目次、第2条、第16条、第23条及び第26条関係)

2 施行期日

令和2年6月1日から施行します。

◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

食品衛生法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第3条及び別表第2関係)

2 施行期日

令和2年6月1日から施行します。

◇ 和歌山県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることとしました。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(附則第6項関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第4条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

覚せい剤取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(

令和元年法律第63号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

◇ 和歌山県立わかやま館設置及び管理条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県立わかやま館を廃止することとしました。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第8条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第5条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者に浄化槽管理士に対する研修等の機会の確保を義務付けることとしました。(第3条及び第9条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

連帯保証人を確保することが困難である入居者の資格を有する者の増加に伴い、特定公共賃貸住宅への入居の手続を改めることとしました。(第11条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

連帯保証人を確保することが困難である入居者資格のある者の増加に伴い、県営住宅への入居の手続等を改めるほか、所要の改正を行うこととしました。(第12条、第14条及び第57条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育職員に副校長及び主幹教諭を新たに加えることに伴い、和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について、その給料月額の設定を行うとともに、所要の改正を行うほか、教育職員の勤勉手当の支給割合を改めることとしました。（第2条、第8条、第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第20条及び別表第1～別表第3関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。ただし、第20条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立学校職員に副校長及び主幹教諭を新たに加えることに伴い、和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について、その給料月額の設定を行うとともに、所要の改正を行うこととしました。（第2条、第17条の2、第18条、第18条の2、別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育職員に副校長及び主幹教諭を新たに加えるとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第1条～第3条及び第8条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与について、職務の級を新たに設けることに伴い、その給料月額の設定を行うこととしました。（別表第4及び別表第6関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

1 条例概要

修学奨励金について、返還の猶予をすることができるやむを得ない事由に経済的理由を加えるとともに、返還の期間を延長することができることとするほか、所要の改正を行うこととしました。（第9条及び第11条～第14条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ わかやまスケートパーク設置及び管理条例

1 条例概要

体育、レクリエーション及びスポーツの普及並びに振興を図り、もって県民の健康及び福祉の増進に資することを目的として、わかやまスケートパークを設置することとしました。

2 施行期日

令和2年3月29日から施行します。

◇ 根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例

1 条例概要

県民が歴史及び文化財に対する理解並びに関心を深めるとともに、地域の文化の振興に資することを目的として、根来寺遺跡展示施設を設置することとしました。

2 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行します。ただし、第2条(第2号に係る部分に限る。)の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第2条及び第4条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について、勤勉手当の支給割合を改めました。(第22条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察職員に支給する特殊勤務手当について、税外収入徴収手当等を新設することとしました。(第3条及び第24条～第29条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第7条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律の制定に伴い、授業料等の減免に関する規定を設けることとしました。(別表第1第1項及び第2項関係)
- (2) 和歌山県立わかやま館の廃止に伴い、規定の整備を行うこととしました。(別表第1第12項～第21項関係)
- (3) わかやまスケートパークの設置に伴い、競技会等の使用料の額を定めるほか、規定の整備を行うこととしました。(別表第1第27項～第30項及び第32項関係)
- (4) 覚せい剤取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(別表第2第14項及び別表第3第4項関係)
- (5) 和歌山県工業技術センターの機器の更新等に伴い、手数料の額の改定等を行うこととしました。(別表第3第6項関係)
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物に係る建築物

エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額の設定等を行うこととしました。（別表第3第13項関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1の(6)の改正規定 公布の日
- (2) 1の(3)の改正規定 令和2年3月29日
- (3) 1の(2)の改正規定 令和3年4月1日
- (4) 1の(4)の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

条 例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第1号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2の2（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第2号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条 略 2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、 <u>100分の170</u> とする。	第3条 略 2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、 <u>100分の172.5</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 2 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第3号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。 2 平成25年12月から令和2年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。	1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。 2 平成25年12月から平成31年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 2 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第4号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 2 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第5号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員（）」とあるのは「</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員（）」とあるのは「</p>

人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）と、給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の110を乗じて得た額）」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。

人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）と、給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の110を乗じて得た額）」とあるのは「100分の172.5を乗じて得た額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第6号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の110を乗じて得た額）」とあるのは「<u>100分の170</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）と、教育職員の給与条例第</p>	<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の110を乗じて得た額）」とあるのは「<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）と、教育職員の給与条例第</p>

<p>19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の130を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあっては、100分の110を乗じて得た額）」とあるのは「<u>100分の170</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>5 略</p>	<p>19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の130を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあっては、100分の110を乗じて得た額）」とあるのは「<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>5 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第7号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(防疫業務等手当)</p> <p>第9条 防疫業務等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜の伝染性疾病（口蹄疫、流行性脳炎、炭疽、ブルセラ病、結核病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚丹毒及びトキソプラズマ病に限る。）の患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業又は当該家畜の伝染性疾病の病原体の付着した物件の処理作業に直接従事したとき。</p> <p><u>(3) 職員が豚熱のまん延を防止するために行う野生動物（いのししに限る。以下この号において同じ。）の死体の運搬若しくは埋却又は野生動物の捕獲現場等の消毒の作業に従事したとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき330円とする。ただし、前項第4号の捕獲又は収容の作業に従事した場合は、270円を加算することができる。</p>	<p>(防疫業務等手当)</p> <p>第9条 防疫業務等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜の伝染性疾病（口蹄疫、流行性脳炎、炭疽、ブルセラ病、結核病、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚丹毒及びトキソプラズマ病に限る。）の患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業又は当該家畜の伝染性疾病の病原体の付着した物件の処理作業に直接従事したとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき330円とする。ただし、前項第3号の捕獲又は収容の作業に従事した場合は、270円を加算することができる。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、令和元年9月20日から適用する。

（手当の内払）

- 2 改正後の第9条の規定を適用する場合においては、改正前の第9条の規定に基づいて支給された防疫業務等手当は、改正後の第9条の規定による防疫業務等手当の内払とみなす。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第8号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
業務の種別	基礎額	上限額	業務の種別	基礎額	上限額
一般事務の補助業務	<u>146,100円</u>	<u>150,600円</u>	一般事務の補助業務	<u>144,100円</u>	<u>148,600円</u>
一般事務に関する業務	<u>146,100円</u>	<u>154,900円</u>	一般事務に関する業務	<u>144,100円</u>	<u>153,000円</u>
高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>146,100円</u>	<u>168,900円</u>	高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>144,100円</u>	<u>167,200円</u>
相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>146,100円</u>	<u>188,700円</u>	相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>144,100円</u>	<u>187,200円</u>
資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	<u>188,700円</u>	<u>220,600円</u>	資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	<u>187,200円</u>	<u>219,100円</u>
断続的な業務	<u>146,100円</u>	<u>146,100円</u>	断続的な業務	<u>144,100円</u>	<u>144,100円</u>
医療業務	<u>192,400円</u>	<u>232,700円</u>	医療業務	<u>190,500円</u>	<u>231,100円</u>
給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	<u>200,200円</u>	<u>239,900円</u>	給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	<u>198,500円</u>	<u>238,300円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第9号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
6 法、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略 (11) <u>法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告、法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による公表並びに法第23条第4項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による命令</u> (12) 略 (13) <u>法第24条の2第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに同条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> (14) <u>法第24条の2の2の規定による届出の受理</u> (15) 略 (16) <u>法第25条第1項の規定による指導及び助言、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第4項の規定による命令及び勧告並びに同条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> (17)～(27) 略 (28) <u>条例第18条第1項の規定による措置及び同条第2項の規定による処分（(27)の収容に係るものに限る。）</u> (29) <u>条例第19条第1項の規定による通知及び公示並びに同条第3項の規定による処分（(27)の収容に係るものに限る。）</u> (30) <u>条例第20条の規定による動物の譲渡（(27)の収容に係るものに限る。）</u> (31) 略 (32) <u>条例第23条第1項の規定による勧告並びに同条第2項及び第</u>	略	6 法、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略 (11) 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告並びに同条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による命令 (12) 略 (13) <u>法第24条の2の規定による届出の受理</u> (14) 略 (15) <u>法第25条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに同条第3項の規定による命令及び勧告</u> (16)～(26) 略 (27) <u>条例第18条第1項の規定による措置及び同条第2項の規定による処分（(26)の収容に係るものに限る。）</u> (28) <u>条例第19条第1項の規定による通知及び公示並びに同条第3項の規定による処分（(26)の収容に係るものに限る。）</u> (29) <u>条例第20条の規定による動物の譲渡（(26)の収容に係るものに限る。）</u> (30) 略 (31) <u>条例第23条第1項及び第2項の規定による勧告、同条第3項</u>	略

3項の規定による命令
(33)・(34) 略
(35) (1)から(34)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

略

63 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(4) 略
(5) 法第11条の2の規定による届出の受理
(6) 法第11条の3の規定による届出の受理
(7)～(9) 略
(10) 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成及び同条第2項の規定による情報の提供の要求
(11) 略
(12) 法附則第11条第1項の規定による助言及び指導、同条第2項の規定による勧告並びに同条第3項の規定による命令

略

66 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)から(3)までに掲げる事務にあつては軽費老人ホームを経営する事業に、(4)及び(5)に掲げる事務にあつては生計困難者に対して助葬を行う事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業に、(10)及び(12)に掲げる事務にあつては生計困難者に対して助葬を行う事業、軽費老人ホームを経営する事業、生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業並びに法第2条第3項第1号、第4号(老人福祉センターに係るものに限る。)、第9号、第10号、第12号及び第13号に規定する事業に係るものに限る。)
(1)～(5) 略
(6) 法第68条の2第1項の規定による届出の受理(社会福祉法人に係るものに限る。)及び同条第2項の規定による届出の受理
(7) 法第68条の3第1項の規定による届出の受理(社会福祉法人に係るものに限る。)、同条第2項及び第3項の規定による届出の受理
(8) 法第68条の4の規定による届出の受理(市町村に係るものを除く。)
(9) 法第69条の規定による届出の受理(法第2条第3項第1号、第4号(老人福祉センターに係るものに限る。)、第9号、第10号、第12号及び第13号に規定する事業に係るものに限る。)

の規定による命令及び勧告並びに同条第4項及び第5項の規定による命令
(32)・(33) 略
(34) (1)から(33)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

略

63 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(4) 略
(5) 法第11条の2の規定による届出の受理
(6)～(8) 略
(9) 略

略

66 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)から(3)までに掲げる事務にあつては軽費老人ホームを経営する事業に、(4)及び(5)に掲げる事務にあつては生計困難者に対して助葬を行う事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業に、(7)及び(9)に掲げる事務にあつては生計困難者に対して助葬を行う事業、軽費老人ホームを経営する事業、生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業並びに法第2条第3項第1号、第4号(老人福祉センターに係るものに限る。)、第8号から第10号まで、第12号及び第13号に規定する事業に係るものに限る。)
(1)～(5) 略
(6) 法第69条の規定による届出の受理(法第2条第3項第1号、第4号(老人福祉センターに係るものに限る。)、第8号から第10号まで、第12号及び第13号に規定する事業に係るものに限る。)

(10)～(12) 略	る。) (7)～(9) 略
略	略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の表6の項の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第10号

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

（部落差別への取組）

第7条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

2 県は、前項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、前項の部落差別を行った者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

3 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

（教育及び啓発）

第8条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（相談体制の充実）

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

（部落差別の実態把握）

第10条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第11号

和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成2年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(積立て) 第2条 <u>基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。</u></p> <p>(処分) 第6条 基金は、次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理等に要する経費の財源に充てるとき、<u>その一部又は全部</u>を処分することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(基金の額) 第2条 <u>基金の額は、4億円とする。</u></p> <p>2 <u>必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。</u></p> <p>(処分) 第6条 基金は、次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理等に要する経費の財源に充てるとき、<u>その一部</u>を処分することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第12号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(太陽光発電事業計画の作成及び認定) 第3条 略 2 太陽光発電事業計画には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関し次に掲げる事項 ア～エ 略 オ 事業区域に係る景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画をいう。第11条第1項第10号及び第11号において同じ。）に定める良好な景観の形成のために講ずる措置 カ 略 キ 太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等（和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成19年和歌山県条例第44号）第2条に規定する基本計画等をいう。第11条第1項第13号において「県計画等」という。）その他太陽光発電事業に関係する計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に関する計画との整合性を確保するために講ずる措置 (10) 略 (認定の基準) 第11条 知事は、第3条第1項の認定の申請があ</p>	<p>(太陽光発電事業計画の作成及び認定) 第3条 略 2 太陽光発電事業計画には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関し次に掲げる事項 ア～エ 略 オ 事業区域に係る景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画をいう。第11条第1項第9号及び第10号において同じ。）に定める良好な景観の形成のために講ずる措置 カ 略 キ 太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等（和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成19年和歌山県条例第44号）第2条に規定する基本計画等をいう。第11条第1項第12号において「県計画等」という。）その他太陽光発電事業に関係する計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に関する計画との整合性を確保するために講ずる措置 (10) 略 (認定の基準) 第11条 知事は、第3条第1項の認定の申請があ</p>

った場合において、当該申請に係る第9条の意見、前条第1項の意見書の内容、同条第2項の見解及び同条第3項の意見を踏まえ、当該申請に係る太陽光発電事業計画が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、当該太陽光発電事業計画に係る手続がこの条例若しくはこの条例に基づく命令又は当該事業区域を管轄する市町村の条例若しくは当該条例に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その認定をするものとする。

(1)～(6) 略

(7) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業に該当する事業である場合は、同法及び同法に基づく命令の規定に違反しないこと。

(8) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)第2条第2号に規定する対象事業に該当する事業である場合は、同条例及び同条例に基づく命令の規定に違反しないこと。

(9) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が次に掲げる事業以外の事業である場合は、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において当該太陽光発電事業の実施に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価していること。

ア 環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に該当する事業

イ 和歌山県環境影響評価条例第2条第2号に規定する対象事業に該当する事業

(10)～(13) 略

2～4 略

った場合において、当該申請に係る第9条の意見、前条第1項の意見書の内容、同条第2項の見解及び同条第3項の意見を踏まえ、当該申請に係る太陽光発電事業計画が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、当該太陽光発電事業計画に係る手続がこの条例若しくはこの条例に基づく命令又は当該事業区域を管轄する市町村の条例若しくは当該条例に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その認定をするものとする。

(1)～(6) 略

(7) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)第2条第2号に規定する対象事業である場合は、同条例及び同条例に基づく命令の規定に違反しないこと。

(8) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が和歌山県環境影響評価条例第2条第2号に規定する対象事業以外の事業である場合は、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において当該太陽光発電事業の実施に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価していること。

(9)～(12) 略

2～4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第4条の規定による協議を開始した太陽光発電事業実施予定者であつて、太陽光発電事業計画の認定の申請を行おうとするものに対する当該申請に係る認定の基準については、なお従前の例による。

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第13号

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ごみの散乱の防止に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、ご

みの投棄による散乱の防止に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、広域的な環境の保全を図るとともに、廃棄物の適正な処分又は再利用による減量化を進め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の構築に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「ごみ」とは、ペットボトル、空き缶、空き瓶その他の容器及び包装（中身の入ったもの並びに栓及び蓋を含む。）並びにたばこの吸い殻、紙くず、木くず、金属くず及び廃プラスチック類をいう。

（県の責務）

第3条 県は、ごみの散乱の防止に関する広域的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、市町村が実施するごみの散乱の防止に関する施策及び県民が実施する活動について、必要な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ごみの散乱の防止に努めなければならない。

2 事業者は、県及び市町村が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、自ら生じさせたごみの散乱の防止に努めなければならない。

2 県民は、県及び市町村が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（投棄の禁止）

第6条 何人も、みだりにごみを捨ててはならない。

（教育及び啓発）

第7条 県は、ごみの散乱の防止に関する県民の理解を深めるため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（立入検査）

第8条 知事は、第6条に違反する行為に係る事項の確認のために必要な限度において、その職員に、ごみが捨てられた土地に立ち入らせ、当該土地を検査させ、又は当該土地の所有者若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（命令）

第9条 知事は、第6条に違反する行為を確認したときは、違反者に対して、ごみの回収を命ずることができる。

（罰則）

第10条 前条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

（環境監視員）

第11条 知事は、第6条に違反して屋外でごみの投棄が行われぬよう監視するとともに、次条第1項の規定により委任を受けた場合においては違反した者に対する処分を行わせるほか、ごみの散乱の防止に関する啓発活動を行わせるため、環境監視員を任命することができる。

2 環境監視員は、前項の規定により監視をし、若しくは処分を行う場合、又は次条第2項の規定により立入検査をする場合、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 本条及び次条に定めるもののほか、環境監視員について必要な事項は、規則で定める。

（権限の委任等）

第12条 知事は、第9条の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、第9条及び第10条の権限を環境監視員に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた環境監視員は、前条第1項の監視又は処分に係る事項の確認のために必要な限度において、ごみが捨てられた土地に立ち入り、当該土地を検査し、又は当該土地の所有者若しくは関係者に質問することができる。

（適用除外）

第13条 第10条の規定は、ごみの投棄を禁止し、これに違反した者を罰金又は過料に処することを定める条例を制定した市町村として規則で定めるものの区域については、適用しない。

（規則への委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、令和2年10月1日から施行する。

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 略 第3章 略 第1節～第3節 略 第4節 <u>動物愛護管理指導員</u> （第16条）	目次 第1章・第2章 略 第3章 略 第1節～第3節 略 第4節 <u>動物愛護指導員</u> （第16条）

第4章～第6章 略
附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第25条の2に規定する特定動物をいう。

(5)・(6) 略

第4節 動物愛護管理指導員

第16条 知事は、法第37条の3第1項の規定に基づき、法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)、法第24条の2第3項、法第25条第5項若しくは法第33条第1項の規定による立入検査又は第24条の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理指導員を置く。

(勧告及び命令)

第23条 略

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 略

(罰則)

第26条 第23条第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2・3 略

4 第23条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第4章～第6章 略
附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第26条第1項に規定する特定動物をいう。

(5)・(6) 略

第4節 動物愛護指導員

第16条 知事は、法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは法第33条第1項の規定による立入検査又は第24条の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を置く。

(勧告及び命令)

第23条 略

2 知事は、動物の飼養に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、動物の飼養が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 知事は、前3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 略

(罰則)

第26条 第23条第5項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2・3 略

4 第23条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第15号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理運営基準)</p> <p>第3条 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規定する旧食品衛生法（食品衛生法等の一部を改正する法律附則第3条に規定する旧食品衛生法をいう。）第50条第2項の規定により定められた基準は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は営業の形態その他の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準を緩和することができる。</u></p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で現に運行の用に供されているものをいい、二輪自動車を除く。以下同じ。）を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉販売業（包装した食肉の販売に係るものに限る。）及び魚介類販売業に限る。以下同じ。）、露店を利用して行う営業（道路、公園、社寺境内、空き地、家屋の軒下等において、固定した設備によらないで、又は仮設店舗により、定置して営む飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業に限る。以下同じ。）、販売機を利用して行う営業及びソフトクリームフリーザー（以下「フリーザー」という。）を利用して行う営業（アイスクリーム類製造業に限る。以下同じ。）以外の営業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 業種別基準</p> <p>ア～セ 略</p> <p>ソ 魚介類競り売り営業</p> <p>(7) 荷卸場及び競り場が設けられ、それぞれに洗浄設備が設けられていること</p> <p>(イ) 略</p> <p>タ～ノ 略</p> <p>ハ <u>しょうゆ製造業</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) <u>アミノ酸しょうゆを製造する場合にあつては、区画された原料分解室並びに酸類及び中和剤それぞれ専用の保管設備が設けられていること。</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>ヒ～メ 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(管理運営基準)</p> <p>第3条 法第50条第2項に規定する基準は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は営業の形態その他の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準を緩和することができる。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で現に運行の用に供されているものをいい、二輪自動車を除く。以下同じ。）を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉販売業（包装した食肉の販売に係るものに限る。）及び魚介類販売業に限る。以下同じ。）、露店を利用して行う営業（道路、公園、社寺境内、空き地、家屋の軒下等において、固定した設備によらないで、又は仮設店舗により、定置して営む飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業に限る。以下同じ。）、販売機を利用して行う営業及びソフトクリームフリーザー（以下「フリーザー」という。）を利用して行う営業（アイスクリーム類製造業に限る。以下同じ。）以外の営業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 業種別基準</p> <p>ア～セ 略</p> <p>ソ 魚介類せり売営業</p> <p>(7) 荷卸場及びせり場が設けられ、それぞれに洗浄設備が設けられていること</p> <p>(イ) 略</p> <p>タ～ノ 略</p> <p>ハ <u>しょう油製造業</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) <u>アミノ酸しょう油を製造する場合にあつては、区画された原料分解室並びに酸類及び中和剤それぞれ専用の保管設備が設けられていること。</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>ヒ～メ 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

和歌山県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第16号

和歌山県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、法第68条の5第2項に規定する厚生労働省令（次条において「省令」という。）で定める基準の例による。

(人権擁護の取組)

第3条 無料低額宿泊所の設置者は、省令第6条に規定する施設長その他の職員に人権擁護に関する研修を受けさせ、人権意識の向上に係る自己研鑽に努めさせるとともに、人権擁護の観点に立った運営に取り組まなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第17号

和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての別表第2第3項第3号の規定の適用については、同号の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>7～9 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての別表第2第3項第3号の規定の適用については、同号の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>7～9 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第18号

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第19号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) 略 (2) <u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する<u>覚醒剤</u>及び同条第5項に規定する<u>覚醒剤原料</u> (3)～(7) 略</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) 略 (2) <u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する<u>覚せい剤</u>及び同条第5項に規定する<u>覚せい剤原料</u> (3)～(7) 略</p>

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第20号

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例を廃止する条例

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例（平成6年和歌山県条例第46号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第21号

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により和歌山県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により和歌山県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第22号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	<p style="text-align: center;">占 用 料</p>
--	--

占 用 物 件		単 位	所 在 地			
			第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき 1年	730	510	420	380
	第2種電柱		1,100	790	650	580
	第3種電柱		1,500	1,100	880	780
	第1種電話柱		650	460	380	340
	第2種電話柱		1,000	730	610	540
	第3種電話柱		1,400	1,000	830	740
	その他の柱類		65	46	38	34
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メー トルにつき 1年	7	5	4	3
	地下に設ける電線その他の線 類		4	3	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	640	450	370	330
地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	390	270	230	200	
変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき 1年	1,300	910	760	680	
郵便差出箱及び信書便差出箱		550	380	320	280	

	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	4,300	1,900	960	670
	その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	1,300	910	760	680
法第32条第 1項第2号 に掲げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	27	19	16	14
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		39	27	23	20
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		59	41	34	30
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		78	55	45	41
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		120	82	68	61
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		160	110	91	81
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		270	190	160	140
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの		390	270	230	200
	外径が1メートル以上のもの		780	550	450	410

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	910	760	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,100	930	480	330
	地下に設ける通路			1,300	560	290	200
	その他のもの			1,300	910	760	680
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	43	19	10	7
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	430	190	96	67
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430	190	96	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300	1,900	960	670

標識		1本につき 1年	1,000	730	610	540
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	43	19	10	7
	その他のもの	1本につき 1月	430	190	96	67
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43	19	10	7
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430	190	96	67
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	4,300	1,900	960	670
	その他のもの		2,100	930	480	330
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,300	910	760	680
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	430	190	96	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同			130	91	76	68

条第7号に掲げる施設							
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額					
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	

建築物	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) 第2級地 和歌山市
 - (2) 第3級地 海南市、有田市、御坊市、岩出市、湯浅町及び美浜町
 - (3) 第4級地 橋本市、新宮市、紀の川市、有田川町、日高町、白浜町、上富田町及び太地町
 - (4) 第5級地 田辺市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、広川町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、すさみ町、古座川町、那智勝浦町、北山村及び串本町
- 3 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下3において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下4において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び

同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第23号

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 地方公営企業法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 地方公営企業法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第24号

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（登録の申請） 第3条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(3) 第9条第7項に規定する研修等を受けたことを証する書類</u> (4)・(5) 略</p> <p>（営業所の設置等） 第9条 略 2～6 略 7 <u>浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに置いた浄化槽管理士に対し、知事が規則で定める基準に従い指定した研修等を、第2条第2項に規定する登録の有効期間ごとに1回以上受けさせなければならない。</u> 8 略</p>	<p>（登録の申請） 第3条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1)・(2) 略 (3)・(4) 略</p> <p>（営業所の設置等） 第9条 略 2～6 略 7 略</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（次項において「新条例」という。）第9条第7項の規定は、この条例の施行の日以後に第2条第1項に規定する知事の登録（同条第3項に規定する更新の登録を含む。）を受けた浄化槽保守点検業者について適用する。
- 新条例第3条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前項の規定の適用を受ける浄化槽保守点検業者が、第2条第3項に規定する更新の登録の申請をする場合に適用する。

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第25号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（住宅入居の手続） 第11条 入居決定者は、その決定の通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p>	<p>（住宅入居の手続） 第11条 入居決定者は、その決定の通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p>

<p>(1) 規則で定める資格を有する緊急連絡人（緊急時に第31条第1項の規定により知事が指定した職員及び入居者のいずれにも連絡をすることができる者をいう。）の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(1) 規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に連帯保証人になった者の保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第26号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居の手続)</p> <p>第12条 入居決定者は、その決定の通知があった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める資格を有する者であつて、<u>緊急時に第55条第1項に規定する公営住宅監理員及び入居者のいずれにも連絡をすることができる者（以下「緊急連絡人」という。）</u>2人以上の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に<u>緊急連絡人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4～7 略</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第12条 入居決定者は、その決定の通知があった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める資格を有する<u>連帯保証人</u>2人以上の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に<u>連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4～7 略</p>
<p>(入居の承継)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の規定により知事の承認を受けようとする者は、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める資格を有する<u>緊急連絡人</u>2人以上の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、前項第1号の請書に<u>緊急連絡人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の規定により知事の承認を受けようとする者は、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める資格を有する<u>連帯保証人</u>2人以上の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、前項第1号の請書に<u>連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4～6 略</p>
<p>(管理の代行)</p> <p>第57条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定により県営住宅又は共同</p>	<p>(管理の代行)</p> <p>第57条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定により県営住宅又は共同</p>

施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる権限を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。

(1)～(4) 略

(5) 第12条第2項の規定により別に指示する期間内に同条第1項に掲げる手続をしなければならないこととし、同条第3項の規定により緊急連絡人の連署を必要としないこととし、同条第4項の規定により入居の決定を取り消し、同条第5項の規定により入居決定者に入居可能日を通知し、同条第6項ただし書に規定する承認をし、又は同条第7項の規定による届出を受理すること。

(6) 略

(7) 第14条第1項に規定する承認をし、同条第3項の規定により緊急連絡人の連署を必要としないこととし、又は同条第5項の規定により承認を取り消すこと。

(8)～(17) 略

3 略

施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる権限を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。

(1)～(4) 略

(5) 第12条第2項の規定により別に指示する期間内に同条第1項に掲げる手続をしなければならないこととし、同条第3項の規定により連帯保証人の連署を必要としないこととし、同条第4項の規定により入居の決定を取り消し、同条第5項の規定により入居決定者に入居可能日を通知し、同条第6項ただし書に規定する承認をし、又は同条第7項の規定による届出を受理すること。

(6) 略

(7) 第14条第1項に規定する承認をし、同条第3項の規定により連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同条第5項の規定により承認を取り消すこと。

(8)～(17) 略

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に連帯保証人になった者の保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第27号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前（一部未施行）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者のうちから会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の適用を受ける者を除いたものをいう。</p> <p>(1) 高等学校の校長、<u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師</u>（教科の実習の指導を担当する職員を含む。）及び実習助手。</p> <p>(2) 特別支援学校の校長、<u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</u></p> <p>(3) 中学校の校長、<u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</u></p> <p>(給料表)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者のうちから会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の適用を受ける者を除いたものをいう。</p> <p>(1) 高等学校の校長、<u>教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師</u>（教科の実習の指導を担当する職員を含む。）及び実習助手。</p> <p>(2) 特別支援学校の校長、<u>教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</u></p> <p>(3) 中学校の校長、<u>教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</u></p> <p>(給料表)</p>

第8条 職員の職務は、5の級に分類する。
2～4 略

(産業教育手当)
第15条 農業、工業若しくは農業実習又は工業実習の教諭普通免許状又は助教諭の免許状を有する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が、農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業の科目を主として担任する場合には、その者に対し、教育委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額100分の5(定時制通信教育手当を受ける者にあつては100分の3)に相当する額を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 略

(管理職手当)
第15条の2 校長並びに副校長及び教頭並びに管理又は監督の職にある主幹教諭及び教諭のうち人事委員会が指定するものには、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の16に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則の定めるところにより、管理職手当を支給する。

2 略

(特殊勤務手当)
第16条 次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

(3) 県立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職員給料表の特2級、2級若しくは1級の者又は中学校教育職員給料表の特2級、2級若しくは1級の者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると任命権者が認める程度に及ぶ当該業務に従事した職員 教員特殊業務手当

ア～オ 略

(4) 略

2 略

(定時制通信教育手当)
第16条の2 高等学校で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第53条に規定する定時制の課程(以下この条において「定時制の課程」という。)又は同法第54条に規定する通信制の課程(以下この条において「通信制の課程」という。)を置くものの職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものには、その者の給料月額100分の5(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

(1) 校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)

(2) 本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長(定時制の

第8条 職員の職務は、4の級に分類する。
2～4 略

(産業教育手当)
第15条 農業、工業若しくは農業実習又は工業実習の教諭普通免許状又は助教諭の免許状を有する教頭、教諭、助教諭又は講師が、農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業の科目を主として担任する場合には、その者に対し、教育委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額100分の5(定時制通信教育手当を受ける者にあつては100分の3)に相当する額を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 略

(管理職手当)
第15条の2 校長及び教頭並びに管理又は監督の職にある教諭のうち人事委員会が指定するものには、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の16に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則の定めるところにより、管理職手当を支給する。

2 略

(特殊勤務手当)
第16条 次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

(3) 県立学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職員給料表の2級若しくは1級の者又は中学校教育職員給料表の2級若しくは1級の者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると任命権者が認める程度に及ぶ当該業務に従事した職員 教員特殊業務手当

ア～オ 略

(4) 略

2 略

(定時制通信教育手当)
第16条の2 高等学校で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第53条に規定する定時制の課程を置くもの又は同法第54条に規定する通信制の教育(以下「通信教育」という。)を行うものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭(定時制の課程にあつては、主として夜間における校務を整理する者に限る。))並びに定時制課程の教育を本務として夜間における教育に従事し、又は本務として通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項の規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))及び教育委員会規則で定める実習助手に限る。)には、その者の給料月額100分の5(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

- 課程にあつては、主として夜間における校務をつかさどる者に限る。)
- (3) 定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭(定時制の課程にあつては、主として夜間における校務を整理する者に限る。)
- (4) 本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制の課程若しくは通信制の課程で行う教育に従事する主幹教諭(定時制の課程にあつては、主として夜間における校務の一部を整理し、又は教育に従事する者に限る。)
- (5) 定時制の課程で行う教育を本務として夜間における教育に従事し、又は本務として通信制の課程で行う教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項の規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び教育委員会規則で定める実習助手

(勤勉手当)
第20条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
(2) 略
3～5 略

(勤勉手当)
第20条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額
(2) 略
3～5 略

備考 改正前欄中の第2条各号列記以外の部分の規定は、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年和歌山県条例第29号)による改正後の規定である。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第8条関係)

等級別基準職務表

ア 高等学校等教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務
	2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務
	2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
	3 困難な業務を行う高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務

	4 困難な業務を行う特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
特2級	1 高等学校の主幹教諭の職務 2 特別支援学校の主幹教諭の職務
3級	1 高等学校の副校長又は教頭の職務 2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務
4級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務

イ 中学校教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
2級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務 2 困難な業務を行う中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
特2級	中学校の主幹教諭の職務
3級	中学校の副校長又は教頭の職務
4級	中学校の校長の職務

別表第2（第8条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500

	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
再	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
任	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	
	45	239,900	297,700	360,300	410,600	
	46	241,200	300,100	362,300	411,900	

用	47	242,500	302,300	364,200	413,400
	48	243,700	304,900	366,200	415,000
職	49	245,100	307,200	367,800	416,700
	50	246,600	309,600	369,600	418,100
	51	247,800	311,900	371,500	419,700
	52	249,300	314,100	373,500	421,200
員	53	250,400	316,300	375,300	422,900
	54	251,600	318,300	377,100	424,400
	55	253,000	320,300	378,900	426,000
	56	254,000	322,300	380,600	427,600
以	57	255,300	324,200	382,100	429,100
	58	256,300	326,300	383,700	430,600
	59	257,400	328,400	385,400	431,800
	60	258,600	330,400	387,100	433,000
外	61	259,900	332,500	388,300	434,200
	62	260,900	334,600	389,700	435,500
	63	262,300	336,800	391,100	436,800
	64	263,400	339,000	392,400	438,000
の	65	264,700	340,700	393,800	439,200
	66	266,100	342,900	395,000	440,400
	67	267,500	344,900	396,400	441,600
	68	269,100	347,100	397,800	442,800
職	69	270,500	348,900	399,100	444,000
	70	271,800	350,800	400,400	445,200
	71	273,100	352,800	401,800	446,400
	72	274,400	354,800	403,100	447,600
員	73	275,500	356,400	404,400	448,700
	74	276,700	358,300	405,800	449,300
	75	278,000	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	

90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	

133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第8条関係）

中学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500

	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	
再	39	229,300	258,700	347,900	371,300	
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	
任	43	235,900	268,200	354,700	376,800	
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	
用	47	242,000	276,900	361,200	382,900	
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	
	49	244,600	281,100	364,000	385,800	
	50	246,000	283,000	365,500	387,300	

職	51	247,400	284,900	367,100	388,800
	52	248,600	286,900	368,700	390,200
員	53	249,700	288,600	370,100	391,400
	54	251,100	290,900	371,600	392,700
	55	252,300	293,200	373,100	393,800
	56	253,300	295,700	374,600	394,900
以	57	254,500	297,700	376,100	396,300
	58	255,700	300,100	377,500	397,500
	59	256,800	302,300	378,900	398,700
	60	258,000	304,900	380,200	400,000
外	61	259,400	307,200	381,100	401,200
	62	260,200	309,600	382,300	402,200
	63	261,400	311,900	383,500	403,600
	64	262,300	314,100	384,600	404,900
の	65	263,300	316,300	385,500	406,100
	66	264,700	318,300	386,700	407,200
	67	265,800	320,300	387,700	408,400
	68	267,100	322,300	388,800	409,500
職	69	268,700	324,200	390,000	410,500
	70	270,200	326,300	391,000	411,700
	71	271,500	328,400	392,100	412,900
	72	272,900	330,400	393,300	414,100
員	73	273,900	332,500	394,300	414,700
	74	274,900	334,600	395,400	415,500
	75	276,100	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300

94	294,400	366,900	410,700
95	295,100	368,200	411,000
96	295,900	369,400	411,300
97	296,700	370,400	411,600
98	297,500	371,400	411,900
99	298,300	372,400	412,200
100	299,000	373,400	412,400
101	299,900	374,300	412,600
102	300,400	375,300	412,900
103	300,900	376,300	413,200
104	301,400	377,300	413,400
105	301,600	378,100	413,600
106	302,000	379,000	413,900
107	302,300	379,900	414,200
108	302,500	380,900	414,400
109	302,700	381,700	414,600
110	302,900	382,700	414,900
111	303,200	383,700	415,200
112	303,500	384,700	415,400
113	303,700	385,300	415,600
114	303,900	386,200	415,900
115	304,100	387,100	416,200
116	304,400	388,000	416,400
117	304,700	388,800	416,600
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	

137			400,100			
138			400,400			
139			400,700			
140			401,000			
141			401,300			
142			401,600			
143			401,900			
144			402,200			
145			402,400			
146			402,700			
147			403,000			
148			403,200			
149			403,400			
150			403,700			
151			404,000			
152			404,200			
153			404,400			
154			404,700			
155			405,000			
156			405,200			
157			405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第28号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前（一部未施行）
-----	------------

(定義)
第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者のうちから会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年和歌山県条例第25号)の適用を受ける者を除いたものをいう。

- (1) 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)
) 立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員
- (2) 市町村立高等学校で、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)のみを置くものの校長(定時制の課程の外に通常の課程を置くものの校長を除く。)、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程に関する校務の一部を整理し、又は定時制の課程の授業を担当する主幹教諭並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師

2 略

(管理職手当)

第17条の2 第2条第1項各号に掲げる職員のうち、校長並びに副校長及び教頭については、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の16に相当する額を超えない範囲内において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、管理職手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第18条 次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。

- (1)~(4) 略
- (5) 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師で職務の級が小学校、中学校等教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の特2級、2級又は1級の者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると任命権者が認める程度に及ぶ当該業務に従事した職員 教員特殊業務手当
ア~オ 略

(6) 略

2 略

(定時制通信教育手当)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する職員には、その者の給料月額額の100分の5(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

- (1) 定時制の課程のみを置く高等学校の校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者

(定義)
第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者のうちから会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年和歌山県条例第25号)の適用を受ける者を除いたものをいう。

- (1) 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)
) 立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員
- (2) 市町村立高等学校で、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)のみを置くものの校長(定時制の課程の外に通常の課程を置くものの校長を除く。)、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師

2 略

(管理職手当)

第17条の2 第2条第1項各号に掲げる職員のうち、校長及び教頭については、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の16に相当する額を超えない範囲内において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、管理職手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第18条 次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。

- (1)~(4) 略
- (5) 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師で職務の級が小学校、中学校等教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の2級又は1級の者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると任命権者が認める程度に及ぶ当該業務に従事した職員 教員特殊業務手当
ア~オ 略

(6) 略

2 略

(定時制通信教育手当)

第18条の2 学校教育法第53条に規定する定時制の課程のみを置く高等学校の校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)及び定時制の課程に関する校務を整理する教頭(主として夜間における校務を整理する者に限る。)並びに定時制の課程の授業を担当する教員(定時制課程の教育を本務として夜間における教育に従事する教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))には、その者の給料月額額の100分の5(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

- に限る。)
- (2) 定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長（主として夜間における校務をつかさどる者に限る。)
- (3) 定時制の課程に関する校務を整理する教頭（主として夜間における校務を整理する者に限る。)
- (4) 定時制の課程に関する校務の一部を整理し、又は定時制の課程の授業を担当する主幹教諭（主として夜間における校務の一部を整理し、又は定時制課程の教育を本務として夜間における教育に従事する者に限る。)
- (5) 定時制の課程の授業を担当する教員（定時制課程の教育を本務として夜間における教育に従事する教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)

備考 改正前欄中の第2条各号列記以外の部分の規定は、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年和歌山県条例第30号）による改正後の規定である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100

	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
再	38	227,600	256,200	345,900	370,000	
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	
任	42	234,300	266,000	353,100	375,400	
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	
用	46	240,700	274,700	359,900	381,300	
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	
	49	244,600	281,100	364,000	385,800	
職	50	246,000	283,000	365,500	387,300	
	51	247,400	284,900	367,100	388,800	
	52	248,600	286,900	368,700	390,200	
	53	249,700	288,600	370,100	391,400	
	54	251,100	290,900	371,600	392,700	
員	55	252,300	293,200	373,100	393,800	
	56	253,300	295,700	374,600	394,900	
	57	254,500	297,700	376,100	396,300	
	58	255,700	300,100	377,500	397,500	
以	59	256,800	302,300	378,900	398,700	
	60	258,000	304,900	380,200	400,000	
	61	259,400	307,200	381,100	401,200	
	62	260,200	309,600	382,300	402,200	
外	63	261,400	311,900	383,500	403,600	
	64	262,300	314,100	384,600	404,900	

の 職 員	65	263,300	316,300	385,500	406,100
	66	264,700	318,300	386,700	407,200
	67	265,800	320,300	387,700	408,400
	68	267,100	322,300	388,800	409,500
	69	268,700	324,200	390,000	410,500
	70	270,200	326,300	391,000	411,700
	71	271,500	328,400	392,100	412,900
	72	272,900	330,400	393,300	414,100
	73	273,900	332,500	394,300	414,700
	74	274,900	334,600	395,400	415,500
75	276,100	336,800	396,500	416,200	
76	277,100	339,000	397,600	416,700	
77	278,300	340,700	398,500	417,000	
78	279,400	342,600	399,400	417,400	
79	280,600	344,300	400,400	417,800	
80	281,800	346,100	401,400	418,200	
81	283,000	347,900	402,200	418,500	
82	283,900	349,700	403,000	418,900	
83	285,100	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	
86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700		
95	295,100	368,200	411,000		
96	295,900	369,400	411,300		
97	296,700	370,400	411,600		
98	297,500	371,400	411,900		
99	298,300	372,400	412,200		
100	299,000	373,400	412,400		
101	299,900	374,300	412,600		
102	300,400	375,300	412,900		
103	300,900	376,300	413,200		
104	301,400	377,300	413,400		
105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		

108	302,500	380,900	414,400
109	302,700	381,700	414,600
110	302,900	382,700	414,900
111	303,200	383,700	415,200
112	303,500	384,700	415,400
113	303,700	385,300	415,600
114	303,900	386,200	415,900
115	304,100	387,100	416,200
116	304,400	388,000	416,400
117	304,700	388,800	416,600
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	
137		400,100	
138		400,400	
139		400,700	
140		401,000	
141		401,300	
142		401,600	
143		401,900	
144		402,200	
145		402,400	
146		402,700	
147		403,000	
148		403,200	
149		403,400	
150		403,700	

	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第10条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700

	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
再	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
任	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	
	45	239,900	297,700	360,300	410,600	
用	46	241,200	300,100	362,300	411,900	
	47	242,500	302,300	364,200	413,400	
	48	243,700	304,900	366,200	415,000	
	49	245,100	307,200	367,800	416,700	
職	50	246,600	309,600	369,600	418,100	
	51	247,800	311,900	371,500	419,700	
	52	249,300	314,100	373,500	421,200	
	53	250,400	316,300	375,300	422,900	
員	54	251,600	318,300	377,100	424,400	
	55	253,000	320,300	378,900	426,000	
	56	254,000	322,300	380,600	427,600	
	57	255,300	324,200	382,100	429,100	
以	58	256,300	326,300	383,700	430,600	
	59	257,400	328,400	385,400	431,800	
	60	258,600	330,400	387,100	433,000	
	61	259,900	332,500	388,300	434,200	
外	62	260,900	334,600	389,700	435,500	
	63	262,300	336,800	391,100	436,800	
	64	263,400	339,000	392,400	438,000	

の 職 員	65	264,700	340,700	393,800	439,200
	66	266,100	342,900	395,000	440,400
	67	267,500	344,900	396,400	441,600
	68	269,100	347,100	397,800	442,800
	69	270,500	348,900	399,100	444,000
	70	271,800	350,800	400,400	445,200
	71	273,100	352,800	401,800	446,400
	72	274,400	354,800	403,100	447,600
	73	275,500	356,400	404,400	448,700
	74	276,700	358,300	405,800	449,300
員	75	278,000	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	
	90	295,000	382,500	425,000	
	91	296,200	383,700	426,000	
	92	297,400	385,000	427,000	
	93	297,900	386,300	427,900	
	94	298,900	387,400	428,700	
	95	300,000	388,700	429,500	
	96	301,200	389,900	430,300	
	97	302,200	391,300	431,100	
	98	303,300	392,300	431,500	
	99	304,300	393,400	431,900	
	100	305,400	394,400	432,300	
	101	306,300	395,300	432,700	
	102	307,400	396,300	433,000	
	103	308,500	397,400	433,300	
	104	309,500	398,500	433,600	
	105	310,100	399,200	433,900	
	106	311,000	400,100	434,200	
	107	311,800	401,000	434,500	

108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	
140	325,300	415,000	
141	325,500	415,200	
142	325,700	415,500	
143	326,000	415,800	
144	326,200	416,000	
145	326,500	416,200	
146	326,700		
147	327,000		
148	327,300		
149	327,500		
150	327,700		

	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第10条関係）

小学校、中学校等教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師（以下「助教諭等」という。）の職務
2級	1 小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う小学校、中学校又は義務教育学校の助教諭等の職務
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務

別表第5（第10条関係）

高等学校等教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校の助教諭又は講師の職務
2級	1 高等学校の教諭の職務

	2 困難な業務を行う高等学校の助教諭又は講師の職務
特2級	高等学校の主幹教諭の職務
3級	高等学校の副校長又は教頭の職務
4級	高等学校の校長の職務

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第29号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。第8条において「法」という。）<u>第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。）及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、<u>義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。）及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学</p>

校職員の給与条例」という。)の別表の高等学校等教育職員給料表、中学校教育職員給料表又は小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者に限る。第3項及び第7条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2・3 略

第7条 略

(教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置)

第8条 法第7条に規定する指針に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために教育委員会が講ずべき措置については、教育委員会規則で定める。

校職員の給与条例」という。)の別表の高等学校等教育職員給料表、中学校教育職員給料表又は小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者に限る。第3項及び第7条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の2級又は1級である者には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2・3 略

第7条 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第30号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第4並びに別表第6ア及びびイを次のように改める。

別表第4(第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
給料 月額	円 166,100	円 210,800	円 303,000	円 331,100	円 415,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、185,700円又は206,800円とする。

- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
給料 月額	円 166,100	円 188,600	円 298,100	円 324,400	円 405,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第3号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、185,700円又は206,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、210,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第6(第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員市町村立学校職員給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
給料 月額	円 166,100	円 188,600	円 298,100	円 324,400	円 405,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に

かかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、185,700円又は206,800円とする。

3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、210,800円とする。

4 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
給料月額	円 166,100	円 210,800	円 303,000	円 331,100	円 415,200

備考

1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第2号に規定する職員に適用する。

2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、185,700円又は206,800円とする。

3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第31号

和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(修学奨励金の返還) 第9条 奨学金の貸与を受けている者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後10年（第11条の規定により返還が猶予	(修学奨励金の返還) 第9条 奨学金の貸与を受けている者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後10年（第11条の規定により返還が猶予

されたとき又は第12条の規定により返還の期間が延長されたときは、10年に当該猶予された期間を加えた期間又は当該延長された後の期間)以内に、規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

(1)・(2) 略

- 2 進学助成金の貸与を受けた者が、大学等若しくは専修学校を卒業し、又は大学等若しくは専修学校に在学しなくなったときは、その日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後5年(第11条の規定により返還が猶予されたとき又は第12条の規定により返還の期間が延長されたときは、5年に当該猶予された期間を加えた期間又は当該延長された後の期間)以内に、規則で定めるところにより、貸与を受けた進学助成金を返還しなければならない。
- 3 略

(修学奨励金の返還の猶予)

第11条 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、その申請により修学奨励金の返還を猶予することができる。

(1) 略

(2) 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により修学奨励金の返還が著しく困難になったと認められるとき。

(修学奨励金の返還期間の延長)

第12条 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者が経済的理由により第9条第1項又は第2項に規定する期間内に修学奨励金を返還することができないと認める場合には、その申請に基づき教育委員会規則で定める期間を限度として、修学奨励金の返還に係る期間を延長することができる。

第13条・第14条 略

されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)以内に、規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

(1)・(2) 略

- 2 進学助成金の貸与を受けた者が、大学等若しくは専修学校を卒業し、又は大学等若しくは専修学校に在学しなくなったときは、その日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後5年(第11条の規定により返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)以内に、規則で定めるところにより、貸与を受けた進学助成金を返還しなければならない。
- 3 略

(修学奨励金の返還の猶予)

第11条 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、その申請により修学奨励金の返還を猶予することができる。

(1) 略

(2) 災害、傷病その他やむを得ない事由により修学奨励金の返還が著しく困難になったと認められるとき。

第12条・第13条 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

わかやまスケートパーク設置及び管理条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第32号

わかやまスケートパーク設置及び管理条例

(設置)

第1条 体育、レクリエーション及びスポーツの普及並びに振興を図り、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため、わかやまスケートパーク(以下「スケートパーク」という。)を設置する。

(位置)

第2条 スケートパークは、和歌山市雑賀崎に置く。

(行為の許可)

第3条 スケートパークにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受け

なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 競技会のためにスケートパークを使用すること。

(2) その他教育委員会の指定する行為

2 教育委員会は、前項に掲げる行為が公衆のスケートパークの利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 教育委員会は、第1項の許可にスケートパークの管理上必要な条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 スケートパークにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) スケートパークを損傷し、又は汚損すること。

(2) 植木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 善良な風俗を乱し、又はスケートパークを利用する者及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。

(5) 立入禁止区域に立ち入ること。

(6) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、スケートパークの利用を妨げる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 教育委員会は、スケートパークの損壊その他の理由によりその利用が危険と認められる場合においては、区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはスケートパークからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) 第3条第3項の規定により許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により、第3条第1項の許可を受けた者

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) スケートパークに関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) スケートパークの保全又は公衆のスケートパークの利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、スケートパークの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年3月29日から施行する。

根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第33号

根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例

(設置)

第1条 県民が歴史及び文化財に対する理解並びに関心を深めるとともに、地域の文化の振興に資するため、根来寺遺跡展示施設（以下「展示施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 展示施設の名称及び位置は、次の各号に掲げる展示施設に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 半地下式倉庫遺構等展示施設 岩出市
- (2) 階段遺構等展示施設 岩出市

(管理)

第3条 展示施設の管理は、岩出市に委託する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第2条（第2号に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第34号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 高等学校 <u>1,964人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,071人</u> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に 	<p>(定数)</p> <p>第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 高等学校 <u>2,007人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,075人</u> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に

規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 3,943人 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 2,172人 (2) 略	規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 3,956人 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 2,158人 (2) 略
---	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第35号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当） 第22条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> （特定幹部警察官にあつては、 <u>100分の115</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略	（勤勉手当） 第22条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の97.5</u> （特定幹部警察官にあつては、 <u>100分の117.5</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第36号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類等) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(16) 略 <u>(17) 税外収入徴収手当</u> <u>(18) 犬等取扱手当</u> <u>(19) 用地交渉手当</u></p> <p>(税外収入徴収手当) 第24条 <u>税外収入徴収手当は、税外収入の事務に従事する職員が出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う税外収入の徴収業務に従事したときに支給する。</u> 2 <u>前項の手当の額は、勤務1日につき360円とする。ただし、夜間(午後8時から午後12時までの間をいう。)に従事した場合又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第3条第1項若しくは第4条第1項の週休日又は同条例第9条の祝日法による休日若しくは年末年始の休日(以下これらを「週休日等」という。)に従事した場合は、180円を加算することができる。</u></p> <p>(犬等取扱手当) 第25条 <u>犬等取扱手当は、職員が犬又は猫の受取若しくは引取り、一時保管又は保健所等への引渡しの作業に従事したときに支給する。</u> 2 <u>前項の手当の額は、勤務1日につき330円とする。ただし、前項の作業において、捕獲の作業に従事した場合は、270円を加算することができる。</u></p> <p>(用地交渉手当) 第26条 <u>用地交渉手当は、職員が現地において公共用地の取得の交渉の業務に従事したときに支給する。</u> 2 <u>前項の手当の額は、勤務1日につき1,000円とする。ただし、夜間(午後8時から午後12時までの間をいう。)に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、500円を加算することができる。</u></p> <p>第27条～第29条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類等) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(16) 略</p> <p>第24条～第26条 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第37号

和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県監査委員に関する条例(昭和27年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(請求、要求等に基づく監査) 第7条 委員は、法第75条第1項の規定による監査の請求があったとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の規定による監査の要求があったとき、又は法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の2第3項の規定により監査を求められたときは、当該請求、要求等を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>(請求、要求等に基づく監査) 第7条 委員は、法第75条第1項の規定による監査の請求があったとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の規定による監査の要求があったとき、又は法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2第3項の規定により監査を求められたときは、当該請求、要求等を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第38号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係） 1 授業料 (1)～(4) 略 (5) 高等看護学院 ア <u>看護学科</u> 1人につき年額 118,800円 イ <u>助産学科</u> 1人につき年額 118,800円 (6)～(8) 略 備考 1～3 略 4 <u>高等看護学院、なぎ看護学校又は農林大学校の授業料については、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により知事が認定した授業料等減免対象者に対して、同項の規定により減免を行うものとする。</u> 2 入学金 (1)～(4) 略 備考 1 <u>高等看護学院の看護学科を卒業し、引き続き同学院の助産学科に入学した者については、入学金は徴収しない。</u> 2 <u>高等看護学院又はなぎ看護学校の入学金については、大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定により知事が認定した授業料等減免対象者に対して、同項の規定により減免を行うものとする。</u> 3 略 4 農林大学校附属施設使用料 (1) 略</p>	<p>別表第1（第2条関係） 1 授業料 (1)～(4) 略 (5) 高等看護学院 ア <u>看護学科一部学生</u> 1人につき年額 118,800円 イ <u>看護学科二部学生</u> 1人につき年額 59,400円 ウ <u>助産学科学生</u> 1人につき年額 118,800円 (6)～(8) 略 備考 1～3 略 2 入学金 (1)～(4) 略 備考 <u>高等看護学院のいずれかの学科を卒業し、引き続き同学院の他の学科に入学した者については、入学金は徴収しない。</u> 3 略 4 農林大学校附属施設使用料 (1) 略</p>

(2) かかり木処理練習施設 1時間につき
370円
 (3) 略
 5～11の2 略
 12から21まで 削除

(2) 略
 5～11の2 略
 12 わかやま館使用料
 (1) 会議室、サロン及び展示ホール

種別	使用区分及び使用料			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	
第1会議室	5,090円	6,790円	10,690円	
第2会議室	4,680円	6,240円	9,830円	
第3会議室	4,680円	6,240円	9,830円	
第4会議室	15,990円	21,310円	33,580円	
第5会議室	6,090円	8,110円	12,780円	
サロン	16,280円	21,720円	34,190円	
1階 展示 ホール	見本市、展示会その他 営利又は営業の宣伝を 目的とする 催物に使用する 場合	11,340円	14,080円	22,180円
	その他の催物に使用する 場合	7,040円	9,390円	14,780円
2階 展示 ホール	見本市、展示会その他 営利又は営業の宣伝を 目的とする 催物に使用する 場合	14,960円	19,950円	31,430円
	その他の催物に使用する 場合	9,970円	13,290円	20,950円

備考 この表に定める使用時間を超えて使用する場合は、当該使用料の1時間当たりの額に100分の120を乗じて得た額をその超える使用時間1時間当たりの使用料の額とする。この場合において、その超える使用時間が1時間に満たないとき、又はその超える使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

(2) 附属設備
 附属設備の種別に応じ知事が定める。

13から21まで 削除
 22～26 略
 27から30まで 削除

22～26 略
 27 スケートパーク使用料

種別	単位	金額

競技会	1平方メートル1 目につき	11円
その他教育委員会の指定する行為	その都度知事が定める。	

備考

- 1 行為を行う面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
 - 2 行為を行う期間が1日に満たないとき、又はその期間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
 - 3 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 28から30まで 削除
- 31 略
- 32 海浜公園使用料
- (1) 略
 - (2) 和歌山県海浜公園設置及び管理条例(平成6年和歌山県条例第29号)第3条第1項に規定する行為に係る使用料

略

備考

- 1・2 略
 - 3 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 32の2・33 略

別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係)

- 1~11 略
- 12及び13 削除

14 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

- (1) 法第4条第1項の規定に基づく覚醒剤製造業者の指定の申請に係る経由 1件につき 17,600円
- (2) 法第30条の5において準用する法第4条第1項の規定に基づく覚醒剤原料輸入業者の指定の申請に係る経由 1件につき 17,600円
- (3) 法第30条の5において準用する法第4条

31 略

32 海浜公園使用料

- (1) 略
- (2) 和歌山県海浜公園設置及び管理条例(平成6年和歌山県条例第29号)第3条第1項に規定する行為に係る使用料

略

備考

- 1・2 略
 - 3 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 32の2・33 略

別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係)

- 1~11 略
- 12 削除

13 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

- (1) 法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第36条の7第1項第1号に規定する登録を除く。以下この項において同じ。)の申請に係る経由 1件につき 20,700円
- (2) 法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由 1件につき 6,800円
- (3) 法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由 1件につき 3,200円

14 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

- (1) 法第4条第1項の規定に基づく覚せい剤製造業者の指定の申請に係る経由 1件につき 17,600円
- (2) 法第30条の5において準用する法第4条第1項の規定に基づく覚せい剤原料輸入業者の指定の申請に係る経由 1件につき 17,600円
- (3) 法第30条の5において準用する法第4条

第1項の規定に基づく覚醒剤原料輸出業者の指定の申請に係る経由 1件につき 17,600円

(4) 法第30条の5において準用する法第4条第1項の規定に基づく覚醒剤原料製造業者の指定の申請に係る経由 1件につき 17,600円

(5) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由 1件につき 2,900円

14の2～28 略

29 古物営業法(昭和24年法律第108号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)・(2) 略

(3) 法第7条第5項の規定に基づく許可証の書換え 1件につき 1,500円

(4) 略

30～36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1～3 略

4 保健・医療関係事務

(1) 試験及び免許等

ア～カ 略

キ 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。キにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査 1件につき 27,200円

(イ) 法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1件につき 14,700円

(ロ) 法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 10,200円

(ハ) 法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 6,400円

(ニ) 略

(ホ) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。キにおいて「政令」という。)第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付 1件につき 2,400円

(ヘ) 政令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付 1件につき 4,000円

ク～コ 略

(2) 許可関係事務

ア～エ 略

オ 覚醒剤取締法(オにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第3条第1項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査 1件につき 3,900円

(イ) 法第3条第1項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査 1件につき 3,900円

第1項の規定に基づく覚せい剤原料輸出業者の指定の申請に係る経由 1件につき 17,600円

(4) 法第30条の5において準用する法第4条第1項の規定に基づく覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る経由 1件につき 17,600円

(5) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由 1件につき 2,900円

14の2～28 略

29 古物営業法(昭和24年法律第108号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)・(2) 略

(3) 法第7条第4項の規定に基づく許可証の書換え 1件につき 1,500円

(4) 略

30～36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1～3 略

4 保健・医療関係事務

(1) 試験及び免許等

ア～カ 略

キ 毒物及び劇物取締法(キにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録(毒物及び劇物取締法施行令(キにおいて「政令」という。)第36条の6第1項第1号に規定する登録に限る。(7)及び(8)において同じ。)の申請に対する審査 1件につき 27,200円

(イ) 法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1件につき 14,700円

(ロ) 法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 10,200円

(ハ) 法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 6,400円

(ニ) 略

(ホ) 政令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付 1件につき 2,400円

(ヘ) 政令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付 1件につき 4,000円

ク～コ 略

(2) 許可関係事務

ア～エ 略

オ 覚せい剤取締法(オにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査 1件につき 3,900円

(イ) 法第3条第1項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査 1件につき 3,900円

- (ウ) 法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査 1件につき 11,500円
- (エ) 法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査 1件につき 3,900円
- (オ) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付 1件につき 2,700円
- 5 略
- 6 工業関係事務
 - (1)・(2) 略
 - (3) 材料試験
 - ア 強度試験
 - (ア) 引張
 - a 糸・布 1試料につき 3,010円
 - b・c 略
 - d 高分子材料 1試料につき 4,060円(恒温槽を必要とする場合にあっては、5,400円)
 - e 略
 - (イ) 略
 - (ウ) 圧縮
 - a 略
 - b 高分子材料 1試料につき 4,060円(恒温槽を必要とする場合にあっては、5,400円)
 - c・d 略
 - (エ) 曲げ
 - a 高分子材料 1試料につき 4,060円(恒温槽を必要とする場合にあっては、5,400円)
 - b 略
 - (オ)・(カ) 略
 - イ～エ 略
 - オ 非破壊試験
 - (ア) X線透過
 - a 工業用X線フィルム 1枚につき 5,430円
 - b 略
 - (イ)・(ウ) 略
 - カ 略
 - (4) 電子顕微鏡試験
 - ア・イ 略
 - ウ 集束イオンビーム走査型電子顕微鏡試験
 - (ア) 一般撮影 1視野につき9,010円とし、同一視野内で倍率を変更するごとに2,090円を加算する。
 - (イ) 電子線による分析
 - a エネルギー分散型定性 1測定につき10,240円とし、同一視野内で1測定増すごとに1,540円を加算する。
 - b その他電子線による分析 1時間まで18,490円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに9,240円を加算する。
 - c データ処理 1時間につき 3,810円
 - (ウ) 加工観察 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 8,920円
 - (5)～(13) 略
 - (14) 特定分野試験
 - ア 略
 - イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)
 - (ア) 物性試験

- (ウ) 法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査 1件につき 11,500円
- (エ) 法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査 1件につき 3,900円
- (オ) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付 1件につき 2,700円
- 5 略
- 6 工業関係事務
 - (1)・(2) 略
 - (3) 材料試験
 - ア 強度試験
 - (ア) 引張
 - a 糸・布 1試料につき 3,310円
 - b・c 略
 - d 高分子材料 1試料につき 3,530円
 - e 略
 - (イ) 略
 - (ウ) 圧縮
 - a 略
 - b 高分子材料 1試料につき 3,530円
 - c・d 略
 - (エ) 曲げ
 - a 高分子材料 1試料につき 3,530円
 - b 略
 - (オ)・(カ) 略
 - イ～エ 略
 - オ 非破壊試験
 - (ア) X線透過
 - a 工業用サイズ 1枚につき 3,410円
 - b 特殊サイズ 1枚につき 5,430円
 - c 略
 - (イ)・(ウ) 略
 - カ 略
 - (4) 電子顕微鏡試験
 - ア・イ 略
 - (5)～(13) 略
 - (14) 特定分野試験
 - ア 略
 - イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)
 - (ア) 物性試験

a ~ g 略

h 耐屈曲性 1 試料屈曲回数10,000回まで2,070円とし、10,000回を超えるときは、その超える10,000回までごとに560円を加算する。

i 略

(i)~(j) 略

ウ~オ 略

カ 皮革

(7) 皮革物性試験

a・b 略

c 引張 1 試料につき 2,010円

d 引裂荷重 1 試料につき 2,010円

e 略

f 耐屈曲性 1 試料屈曲回数10,000回まで2,070円とし、10,000回を超えるときは、その超える10,000回までごとに560円を加算する。

g 略

(i)・(j) 略

キ・ク 略

(15) 略

(16) 特殊加工

ア・イ 略

ウ 積層造形

(7) 略

(i) 略

(j) 略

エ イオンミリング加工 1 時間 (1 時間未滿は、1 時間とする。) につき 2,730円

オ 食品乾燥加工

(7) 乾燥加工 ((i)を除く。) 1 日 (1 日未滿は、1 日とする。) につき 3,030円

(i) 凍結乾燥加工 1 日 (1 日未滿は、1 日とする。) につき 5,100円

カ 略

(17)・(18) 略

備考 略

7~12 略

13 土木関係事務

(1)~(14) 略

(15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(イにおいて「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)の申請に対する審査の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額

a ~ g 略

h 略

(i)~(j) 略

ウ~オ 略

カ 皮革

(7) 皮革物性試験

a・b 略

c 引張 1 試料につき 2,300円

d 引裂荷重 1 試料につき 2,300円

e 略

f 略

(i)・(j) 略

キ・ク 略

(15) 略

(16) 特殊加工

ア・イ 略

ウ 積層造形

(7) 略

(i) 粉末固着 30分まで2,550円とし、30分を超えるとときは、その超える30分までごとに1,680円を加算する。

(j) 略

(k) 熱溶解 30分 (30分未滿は、30分とする。) につき 1,690円

(l) 略

エ イオンビーム加工

(7) イオンミリング加工 1 時間 (1 時間未滿は、1 時間とする。) につき 2,730円

(i) 集束イオンビーム加工観察 1 時間 (1 時間未滿は、1 時間とする。) につき 8,920円

オ 食品凍結乾燥加工 1 日 (1 日未滿は、1 日とする。) につき 5,100円

カ 略

(17)・(18) 略

備考 略

7~12 略

13 土木関係事務

(1)~(14) 略

(15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(イにおいて「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)の申請に対する審査の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額

モデル建 物法以外 の方法	300平方メートル未 満のもの(モデル建 物法以外の方法によ る認定を受けていな い場合)	略
	300平方メートル未 満のもの(モデル建 物法以外の方法によ る認定を受けている 場合)	10,000円
	300平方メートル以 上、2,000平方メー トル未満のもの(モ デル建物法以外の方 法による認定を受け ていない場合)	略
	300平方メートル以 上、2,000平方メー トル未満のもの(モ デル建物法以外の方 法による認定を受け ている場合)	27,000円
	2,000平方メートル 以上、5,000平方メ ートル未満のもの(モ デル建物法以外の方 法による認定を受け ていない場合)	略
	2,000平方メートル 以上、5,000平方メ ートル未満のもの(モ デル建物法以外の方 法による認定を受け ている場合)	82,000円
	5,000平方メートル 以上、10,000平方メ ートル未満のもの(モ デル建物法以外の方 法による認定を受け ていない場合)	略
	5,000平方メートル 以上、10,000平方メ ートル未満のもの(モ デル建物法以外の方 法による認定を受け ている場合)	130,000円
	10,000平方メートル 以上、25,000平方メ ートル未満のもの(モ デル建物法以外の方 法による認定を受け ていない場合)	略
	10,000平方メートル 以上、25,000平方メ ートル未満のもの(モ デル建物法以外の方 法による認定を受け ている場合)	164,000円
	25,000平方メートル 以上、50,000平方メ ートル未満のもの(モ デル建物法以外の方 法による認定を受け ている場合)	略

モデル建 物法以外 の方法	300平方メートル未 満のもの	略
	300平方メートル以 上、2,000平方メー トル未満のもの	略
	2,000平方メートル 以上、5,000平方メ ートル未満のもの	略
	5,000平方メートル 以上、10,000平方メ ートル未満のもの	略
	10,000平方メートル 以上、25,000平方メ ートル未満のもの	略
	25,000平方メートル 以上、50,000平方メ ートル未満のもの	略

	方法による認定を受けていない場合)				
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合)	205,000円			
	50,000平方メートル以上のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合)	略		50,000平方メートル以上のもの	略
	50,000平方メートル以上のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合)	287,000円			
モデル建物法	300平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合)	略		300平方メートル未満のもの	略
	300平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合)	10,000円			
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合)	略		300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	略
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合)	27,000円			
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合)	略		2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	略
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合)	82,000円			
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合)	略		5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	略
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合)	130,000円			

合)	
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合)	略
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合)	164,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合)	略
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合)	205,000円
50,000平方メートル以上のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合)	略
50,000平方メートル以上のもの(モデル建物法による認定を受けている場合)	287,000円

備考

1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロの基準による方法をいう。

2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定(同条第3項に規定する他の建築物(以下この号において単に「他の建築物」という。)に係るものに限る。)であって、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。

3 「モデル建物法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定(他の建築物に係るものに限る。)であって、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。

イ 略

ウ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請(同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において単に「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に同条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査
(7)・(イ) 略

エ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。)に対する審査

10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	略
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	略
50,000平方メートル以上のもの	略

備考 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1号ロの基準による方法をいう。

イ 略

ウ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

(7)・(イ) 略

⑦ 法第30条第2項の規定に基づく申出がない場合の手数料の額は、申請に係る法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下この号において「申請建築物」という。）及び他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ⑦に定める額とする。

⑧ 法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請建築物につきウ⑧に定める額に、他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ⑦に定める額を加えて得た額とする。

オ 法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。）に対する審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。）に対する審査

⑦～⑧ 略

カ 法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。）に対する審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。）に対する審査 申請建築物及び他の建築物の数が1につき申請内容に応じ、オに定める額

キ 法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

⑦ 申請に係る建築物が住宅部分を有するもの（非住宅部分を有する建築物を除く。）である場合

a 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
モデル住宅法及び仕様基準の評価の方法以外の方法	略	略
モデル住宅法	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	18,000円
	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	19,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
仕様基準の評価の方法	略	略

エ 法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

⑦～⑧ 略

オ 法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

⑦ 申請に係る建築物が住宅部分を有するもの（非住宅部分を有する建築物を除く。）である場合

a 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

基準	床面積の合計	金額
性能基準	略	略
仕様基準	略	略

方法	
備考	<p>1 「モデル住宅法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。</p> <p>2 「仕様基準の評価の方法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準による方法をいう。</p> <p>3 略</p>

b 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
フロア入方法及び仕様基準の評価の方法以外の方法	略	略
フロア入方法	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	34,000円
	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	58,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	21,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	105,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	46,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	159,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(82,000円

備考	<p>1 「性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準をいう。</p> <p>2 「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。</p> <p>3 略</p>
----	--

b 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

基準	床面積の合計	金額
性能基準	略	略

	適合証の添付がある場合)	
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	292,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	132,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	495,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	200,000円
	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	867,000円
	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	303,000円
仕様基準の評価の方法	略	略

備考

1 「フロア入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。

2 「仕様基準の評価の方法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準による方法をいう。

3 略

(イ) 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの(住宅部分を有する建築物を除く。)である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
略		
備考		
1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの基準による方法をいう。		
2 略		

(ウ) 略

仕様基準	略	略

備考

1 「性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準をいう。

2 「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。

3 略

(イ) 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの(住宅部分を有する建築物を除く。)である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
略		
備考		
1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロの基準による方法をいう。		
2 略		

(ウ) 略

(16) 略
14～20 略

(16) 略
14～20 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3第13項第15号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1第27項から第30項までの改正規定及び同表第32項備考3の改正規定 令和2年3月29日
- (3) 別表第1第12項から第21項までの改正規定 令和3年4月1日
- (4) 別表第2第14項及び別表第3第4項第2号オの改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

2 改正後の別表第1第1項第5号及び第2項備考1の規定は、令和2年度以降に入学又は転入学した者から適用し、令和元年度以前に入学又は転入学した者については、なお従前の例による。